

児童福祉業務運営における活動方針（R1. 11）

1 趣旨

児童センターの運営及び放課後児童健全育成事業並びにつどいの広場事業の実施に係わる児童福祉業務は、地域とつながることで有効に機能しその役割を果たすことができます。

そのため、本会の使命である「地域福祉の推進」と連動した児童福祉業務を遂行することを目的に児童福祉業務運営における活動方針を定めるものです。

2 基本事項

児童福祉業務を執行するにあたっての本会の方針とした「児童センターの現状と課題」に記載の指定管理者としての取組みにもとづき、児童センター職員と地区担当職員の活動方針とするものです。

また、各児童センターではそれぞれの特色や課題に沿った工夫と対応により運営を行います。

3 本会（指定管理者）の取組み

(1) 地域の子どもは地域で育てることを基本に考え、地域の団体等と良好な関係を保ち連携を図ります。

(2) 地域からの関わりや支援は増加しています。地域の協力に感謝し事業を継続して実施します。また、地域からの提供だけでなく子供たちができる地域貢献についてを意識した事業を計画します。

また、一層開かれた児童センターとなるよう、施設や活動を積極的に周知します。

(3) 小中高生の交流やグループ活動により異年齢の交流や関係を深め、社会生活の体得につなげます。

(4) 子どもの生活の様子を関係機関（保育園、小中高校、地域づくりセンター、保健センター等）で情報共有する場づくりに努め、積極的に連携を図ります。

(5) 児童センターでの子どもの生活の様子を保護者に確実に伝えるため、職員間の情報共有をしっかりと行うとともに、全職員が共通認識のもとで児童一人ひとりに公平に対応し見守ることを徹底します。

(6) 子どもの主体性を引き出す指導、支援について職員間で共有し、子ども自身がやりたいことを自分で考えて行動できるよう促します。

(7) 職員が気づきの目を持つことや要支援児への対応などの専門的知識とスキルを高める研修やトレーニングについて、計画的に全職員が受けられる環境づくりを行い職員の資質向上に努めます。

4 職員の活動（行動）

(1) 地区担当職員は地域の情報を収集し児童センター職員へ情報提供するとともに、それぞれが積極的に連携を図ります。

- (2) 地区担当職員、児童センター職員ともに地区とのつながりを深め、信頼関係を得るために地区行事、会議等の参加に努めます。
- (3) 児童館で必要とする地域住民等からの支援については、児童センター職員が地区担当職員へ情報提供するとともに、共同して支援の協力を求めます。
- (4) 地域で必要とする児童の地域貢献については、地区担当職員が児童センター職員へ情報提供を行い共同して地域との調整を行います。
- (5) 児童センター職員は児童センター運営委員と意思疎通を図り、児童センターの実情や保護者対応の問題等、課題となる事項を主体に運営委員会等へ積極的に投げかけて問題提起に努めます。
- (6) 児童センター職員は「児童館だより」や報道機関等を活用し、積極的に児童館の周知に努めるとともに地域住民を積極的に受け入れる等、地域に開けた児童センターを目指します。
- (7) 地区生活支援員が配置されている地区においては、地区担当職員が地区生活支援員へ情報提供を行い、積極的な連携を図ります。
- (8) 職員研修やトレーニングに積極的に参加するとともに、自らも専門的知識を高め資質向上に努めます。

5 連絡会議の開催

児童センター職員と地区担当職員の情報共有の場として、定期的な連絡会議を開催します。また、必要に応じて地区生活支援員の参加を求めます。

- (1) センター毎の連絡会により活動の進捗を確認します。
- (2) 館長会に合せた全体会により、本会全体の活動の進捗を確認します。

6 地域福祉推進会議の支援

各児童センターにおける児童センター職員と地区担当職員及び地区生活支援員の地域児童福祉活動の情報は、地域福祉推進会議で共有を行い、活動内容や活動方法等について必要な支援を行います。